

令和3年3月10日
周南社協規程第92号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人周南市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償規程（周南社協規程第15号）の全部を改正する。

一部改正（令和5年6月21日）

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職務に従事する役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、会長、副会長、常務理事、理事、監事をいう。
- （2）評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- （3）委員等とは、会長が委嘱した各種委員会の委員及びその他会長が特に認めた者等をいう。
- （4）報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、期末手当、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

一部改正（令和5年6月21日）

（報酬等の支給）

第3条 本会は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員に定款第10条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常務理事に期末手当を支給する。
- 4 前項の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在任する常務理事に対し、本会職員の例による日に支給する。期末手当の額は、月額報酬に100分の150を乗じた額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在任期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - （1）6か月 100分の100
 - （2）5か月以上6か月未満 100分の80

- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30
- 5 月額による報酬を受ける者で月の途中において就任、就職又は離任、離職したときは、その月分の報酬については日割により計算する。
- 6 委員等について、会長が特に必要と認める者については、報酬を支給することができる。
- 7 前各号の規定にかかわらず、地方公務員及び本会職員には、報酬は支給しないものとする。

一部改正（令和5年6月21日）

（報酬の額の決定）

第4条 本会の理事の報酬総額は、年間700万円以内とする。

- 2 本会の監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 各々の役員の報酬額は、別表1「役員報酬額表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の評議員の報酬額は、別表2「評議員報酬額表」に定めるとおりとする。
- 5 各々の委員等の報酬額は、別表3「委員等報酬額表」に定めるとおりとする。

（費用弁償の額）

第5条 本会の役員等（役員、評議員及び委員等をいう。以下同じ。）に対する費用弁償は、別表第4に定めるところによる。

- 2 前項の費用弁償の支給方法については、本会旅費規程の適用を受ける職員の旅費の支給の例による。
- 3 常務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員通勤手当の支給の基準に準ずる。
- 4 前各号の規定にかかわらず、地方公務員には費用弁償を支給しないことができる。

一部改正（令和5年6月21日）

（報酬等及び費用弁償の支給日）

第6条 会長、常務理事の報酬等は、毎月21日（当日が休日（就業規程第34条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日以外の日）にその月分を支給する。

- 2 報酬の額が日額で定まっている役員等の報酬及び費用弁償は、翌月末日までに支払うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、支給日について本会職員給与規程に準ずる。

一部改正（令和5年6月21日）

（報酬等及び費用弁償の支給方法）

第7条 報酬等及び費用弁償は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等及び費用弁償は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給することができる。

一部改正（令和5年6月21日）

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 (令和5年6月21日)

この規程は、公布の日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

別表1 「役員報酬額表」

役職名	区分	報酬額
会長(非常勤)	月額	100,000円
副会長(非常勤)	日額	5,000円
常務理事(常勤)	月額	200,000円
理事(非常勤)	日額	5,000円
監事(非常勤)	日額	5,000円

一部改正(令和5年6月21日)

別表2 「評議員報酬額表」

役職名	区分	報酬額
評議員(非常勤)	日額	5,000円

一部改正(令和5年6月21日)

別表3 「委員等報酬額表」

職名	区分	報酬額
委員会委員	日額	5,000円

別表第4

区 分		航空賃・鉄道賃 船 賃・車 賃	日 当	宿 泊 料 (1夜につき)
1号	会長	社会福祉法人周南 市社会福祉協議会 旅費規程の適用を 受ける職員の旅費 の支給の例により 算出した額	3,000円	14,800円
2号	副会長・常務理事		2,800円	13,900円
3号	理事・監事・評議員		2,600円	13,100円

一部改正（令和5年6月21日）